

改定	現行
第2章 工事関係書類 目次 (略) 第1～第4 (略) 第5 下請業者関係書類 1 施工体制台帳・施工体系図 (1) (略) (2) 記載すべき内容 ア 建設業法第24条の8第1項及び建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項 イ (略) ウ 下請負人となる警備業者の商号又は名称、現場責任者名、工期（施工体系図のみ。警備業者の施工体制台帳の作成は不要。） (3) 施工体制台帳の添付資料 元請け及び各下請けにかかる請負契約書（写し）、元請の監理（主任）技術者、専門技術者の資格・雇用※1（健康保険被保険者証※2又は住民税特別徴取税額通知書の写し等）を証明する資料。 (※1) 雇用期間を限定することなく、また入札の執行日等の3ヶ月以上前からの雇用関係があることが必要です。 (※2) 健康保険被保険者証を受領する際は、必ず保険者番号、被保険者等記号・番号、QRコード（ある場合）がマスキング（黒塗り）されているか確認してください。 下請契約書には、下請金額のほか工期、作業内容（材料や建設機械の支給有無）、支払方法、社会保険等の加入状況等がわかるように記述してください。 (4)～(6) (略) 2 ～ 3 (略) 第6 社内検査報告書 1 社内検査・報告書作成上の注意事項 (1) 社内検査 ア～ウ (略) エ 社内検査員の資格は、当該工事に直接関係しない受注者の社員で、当該業種の現場経験を10年以上有し、かつ、建築工事の場合、一級建築士又は一級建築施工管理技士、設備工事の場合、技術士又は一級工事施工管理技士の資格を有する者です。(※)	第2章 工事関係書類 目次 (略) 第1～第4 (略) 第5 下請業者関係書類 1 施工体制台帳・施工体系図 (2) (略) (2) 記載すべき内容 ア 建設業法第24条の7第1項及び建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項 イ (略) ウ 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期 ただし、二次下請人となる警備会社であっても記載を指導してください。 （交通誘導（警備業務）については、建設工事との関連性をもって元請負人の指揮、調整のもと行われるものであるため「記載を指導する」としています。） (3) 施工体制台帳の添付資料 元請け及び各下請けにかかる請負契約書（写し）、元請の監理（主任）技術者、専門技術者の資格・雇用※1（健康保険被保険者証※2又は住民税特別徴取税額通知書の写し）を証明する資料。 (※1) 雇用期間を限定することなく、また入札の執行日等の3ヶ月以上前からの雇用関係があることが必要です。 (※2) 健康保険被保険者証を受領する際は、必ず保険者番号、被保険者等記号・番号、QRコード（ある場合）がマスキング（黒塗り）されているか確認してください。 下請契約書には、下請金額のほか工期、作業内容（材料や建設機械の支給有無）、支払方法、社会保険等の加入状況等がわかるように記述してください。 (4)～(6) (略) 2 ～ 3 (略) 第6 社内検査報告書 1 社内検査・報告書作成上の注意事項 (2) 社内検査 ア～ウ (略) エ 社内検査員の資格は、当該工事に直接関係しない受注者の社員で、当該業種の現場経験を10年以上有し、かつ、建築工事の場合、一級建築士又は一級建築施工管理技士、設備工事の場合、技術士又は一級工事施工管理技士の資格を有する者です。

受注者提出書類の手引き(工事編) (第2章) 新旧対照表

改定	現行
<u>ただし、工事担当課長の承諾を得た場合は、この限りではありません。</u> ※1.「10年以上の現場経験」とは、工期の合算ではなく、従事期間の合計とします。 2.「現場経験」とは、携わった立場（役職等）に関係なく、現場に従事した経験をいいます。 3.発注者側の監督職員としての経験も含まれるものとします。 4.社内検査員は、主任（監理）技術者や現場代理人との兼務はできませんが、複数の工事において社内検査員を兼務することは可能です。 （2）（略） 2 （略） 第7～18（略）	<u>ただし、工事担当課長の承諾を得た場合は、この限りではありません。</u> （2）（略） 2 （略） 第7～18（略）